

1 部活動の意義

- ・ 中学校で行われる部活動は、共通の種目や分野に興味・関心を持った子どもたちが、学級や学年の枠をこえて集まって、自発的・自主的に行う活動であり、学校教育においてきわめて有意義な役割を担っています。楽しさや喜びを味わい、豊かな人間関係づくりと明るく充実した学校生活を展開していくためにも、大切な活動です。

2 部活動の位置づけ

- ・ 部活動は、教育課程（学校の教育計画）外の学校教育活動ですが、【学習指導要領】の部活動の意義を鑑み、本校の教育活動の一環として実施します。

3 部活動の目標

- ① 個性の伸長 ～ 共通の趣味、特技を追求することにより、知識を深め技能を高めます。
- ② 自主的生活態度の育成 ～ 余暇の善用を図り、自立的・自主的な生活態度を養います。
- ③ 望ましい人間関係などの育成 ～ 先輩・後輩の望ましい人間関係を育て、集団としての資質や態度を身に付け、社会性を養います。

4 開設する部について

- ① 設置条件 原則として、指導顧問がおり、競技人数の生徒の希望があること。ただし、運動部で人数が少ない場合は合同チームを組むことを要件とします。
- ② 設置方法 部活動の設置は、前年度まで設置されていた部を考慮し、職員会議を経て校長が決定します。
- ③ その他 基本的には単年度設置とし、年度ごとに見直します。同好会は認めません。

5 活動時間などについて

- ① 活動時間・休養日の設定について
 - ア 1日の活動時間は長くとも平日は2時間、学校の休業日（学期中の週末含む）は3時間とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
 - イ 1週間の活動時間の上限は、11時間程度とする。
 - ウ 休養日は週2日以上とする。
 - エ 週末または祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
 - オ 学校閉庁日は休養日とする。道民家庭の日（毎月第3日曜日）は可能な限り休養日とする。
 - カ 生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ② 定期テスト前の活動について
 - ア テスト前3日間部活動休止日とします。大会等と日程が重なるときは、校長の許可を得て活動することもあります。
- ③ 職員会議、研修日等の会議日の活動について
 - ア 職員会議、研修等の会議日、学校行事（体育祭・文化祭・卒業式など）の日については、部活動休止日として活動を行いません。大会が近い場合は校長の許可を得て活動することもあります。

6 部活動推進に関わる留意事項について

- ① **顧問の配置 部活動数について** 各部の顧問は、本校職員が複数で対応することを原則とします。
また、教員定数の増減に伴い、部活動数の変動があり得ます。
- ② **指導者** 部活動は、指導者の監督のもとに行う。特別な場合、校長の許可を得て外部指導員・外部コーチを活用することができます。
- ③ **対外試合・練習試合・コンクールなど**
 - ア 校長が教育上必要と認めた場合に参加できます。部活動顧問は事前に校長の許可をとります。
 - イ 生徒の移送については、原則として公共交通機関を利用します。
- ④ **設置外部活動への大会引率について** 設置外部活動の中体連大会（市内大会、全道大会等）への引率は当該学年を基本とします。部活動担当及び引率者で連携を図り、引率計画を作成します。
- ⑤ **学校生活における部活動参加の位置づけ** 授業・学習活動はもとより、生徒会（委員会）、学級会活動が部活動よりも優先します。
- ⑥ **継続した所属** 部活動は希望参加生徒とします。年度の途中での部活動の変更は原則認めません。但し、1年生は一学期中まで猶予期間を設けます。また、3年間継続して同じ部活動に参加することが望ましいのですが、廃部あるいは休部となる場合はその限りではありません。
- ⑧ **経費について**
 - ア 部費とPTAからの補助により活動します。PTAからの補助についてはその規約に従います。
 - イ 部費の管理については、保護者等と連携・協議し、適切に執行します。
- ⑨ **災害の補償について** スポーツ振興センターの災害共済給付が活用できますが、適用されない場合もあります。（申請に際し、活動計画の提示が求められる）

7 部活動保護者会について

- ア 各部活動の運営にあたっては、その活動を円滑に進めることができるよう、保護者の協力を図るため、部活動保護者会を組織することが望ましい。

8 その他

- ① 部活動での宿泊練習は禁止。協会や連盟主催の宿泊練習は、保護者の責任による参加となります。
- ② 個人懇談や三者面談、二者面談などによる午前授業の日の指導者は、別途巡回指導者を充てます。
- ③ 活動時間・下校時間・設備・備品の利用など、部活動に関する約束を守れない場合や日常の学校生活におけるルール違反の継続や重大な品行不良や社会道徳に逸脱する行為があったときには、当該部活動への参加を停止させることがあります。
- ④ 運動部の服装は、ジャージ、ユニフォームなど各部で決められた服装で参加します。
- ⑤ カバンなどの持ち物は活動場所に持参し、活動終了後は教室に戻らず下校します。
- ⑥ 更衣室は更衣のみに使用します。
- ⑦ 顧問不在の場合は活動できません。
- ⑧ 用具の出し入れなどは、顧問の許可を得て行います。
- ⑨ 活動終了後は、清掃、整備を行い、消灯、窓、非常口等の点検を行います。

9 小樽市合同部活動（拠点校方式）について

ブロック分けされた地域内のうち、1つの学校拠点校として部活動を行う。

令和8年度に実施する種目

- ① サッカー 長橋（拠点） 忍路、北陵、西陵、菁園、松ヶ枝
- ② 野 球 長橋（拠点） 忍路、北陵、西陵、松ヶ枝
- ③ 陸上競技 北陵（拠点） 忍路、長橋
- ④ 男子バレー 北陵（拠点） 忍路、長橋、菁園
- ⑤ 女子バレー 長橋（拠点） 忍路
- ⑥ 茶 道 西陵（拠点） 表千家（生涯学習プラザ）、裏千家（小樽市公会堂）
- ⑦ その他、市内の拠点として 箏曲：潮見台、華道：桜町、英会話：菁園

入部方法

在籍校の校長を経由して、拠点校の校長に入部届・保護者同意書を提出する。

活動場所

茶道部を除き、原則、拠点校となるが、詳細は各部活動案内を参照する。

留意事項

- ① 生徒は、拠点校に置ける部活動の方針（活動日、各大会や試合への参加、遠征等）に従う。
- ② 保護者は、拠点校の部活動が指定する連絡手段を確保する。
- ③ 拠点校への移動は、小樽市教育委員会が移動支援を実施する活動日を除き、交通機関の利用または保護者の送迎を原則とする。また、移動にかかる費用は参加する生徒の保護者の負担とし、保護者の責任により対応する。
- ④ タオル、水筒等練習に必要なものは各自で用意する。
- ⑤ 平日の活動を欠席する際は、生徒または保護者が在籍校及び拠点校の顧問または部活動指導員へ連絡する。
- ⑥ 休日の活動を欠席する際は、生徒または保護者が拠点校の顧問または部活動指導員へ拠点校の部活動が指定する連絡手段を利用して連絡する。
- ⑦ 在籍校の学習活動や行事等の日程が、拠点校の部活動と重なった場合、原則として、在籍校の活動を優先する。
- ⑧ 生徒または保護者が、拠点校部活動の方針に従わず、改善されない場合は、拠点校の学校長が生徒の活動を中止することができる。
- ⑨ 災害の補償について スポーツ振興センターの災害共済給付が活用できる。申請に関しては、拠点校が行う。
- ⑨ ①～⑧のほか、拠点校部活動に関する生徒の行動については、拠点校の学校長が決定することとし、必要に応じて、在籍校の学校長と協議するものとする。

その他

在籍校の部活動と拠点校方式の部活動の両方に所属可能。中体連等の大会参加については、原則、一つの部活動のみの参加となる。

附則

- ・本ガイドラインは令和8年4月21日 施行